

事後評価シート

主管課長：環境経済課長

施策名	- 4 - (3) 環境事業団の効果的な運営																																																
施策の概要	<p>環境事業団は、激甚な産業公害の防止のために、昭和40年に公害防止事業団として設立され、平成4年に現在の名称に改めた。その後、環境保全全般を対象とする唯一の特殊法人として、環境保全に係る社会的要請に対応し、次のような事業を通して廃棄物対策、リサイクル対策、地球温暖化対策等の環境保全に取り組んでいる。</p> <p><u>建設譲渡事業</u> 大気汚染や騒音・振動等、地方公共団体では実施困難な公害対策や廃棄物対策等を目的とした、環境保全対策上緊急性や広域性等の観点から求められる施設の建設譲渡事業を行う。</p> <p><u>ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理事業</u> PCB廃棄物の広域的かつ適正な処理を図るため、PCB廃棄物処理施設の設置、管理及びPCB廃棄物の処理を行うとともに、政府、都道府県からの補助金及び民間からの出せん金からなるPCB廃棄物処理基金を設置し、中小企業の処理の円滑な推進のための助成等を行う。</p> <p><u>地球環境基金事業</u> 環境保全を目的とする民間活動を推進するため、国及び民間の拠出に基づく「地球環境基金」により、民間団体(NGO)等による環境保全活動に対し資金面での助成とその活動の振興を図るため情報面、人材育成面等での支援を行い、環境保全に向けた国民的運動の展開を図る。</p>																																																
目標及び指標	環境事業団の効果的な運営を進める。																																																
目標の達成状況	<p>【建設譲渡事業の実施件数】 <譲渡契約ベース></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">9</th> <th style="width: 10%;">10</th> <th style="width: 10%;">11</th> <th style="width: 10%;">12</th> <th style="width: 10%;">13</th> <th style="width: 15%;">総件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団設置建物 (S40年度～)</td> <td>(1)</td> <td>3</td> <td>(1) 2</td> <td>(1) 1</td> <td>(0) 0</td> <td>(2) 2</td> <td>(33) 2 2 4</td> </tr> <tr> <td>共同福利施設 (S55年度～)</td> <td>(2)</td> <td>2</td> <td>(2) 2</td> <td>(2) 2</td> <td>(0) 1</td> <td>(0) 0</td> <td>(160) 2 1 3</td> </tr> <tr> <td>大気汚染対策緑地 (S63年度～)</td> <td>(3)</td> <td>6</td> <td>(5) 6</td> <td>(6) 7</td> <td>(0) 0</td> <td>(1) 1</td> <td>(34) 4 5</td> </tr> <tr> <td>地球温暖化対策緑地 (H11年度～)</td> <td>(-)</td> <td>-</td> <td>(-) -</td> <td>(0) 1</td> <td>(0) 1</td> <td>(0) 1</td> <td>(0) 3</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理施設 ・一体緑地</td> <td>(3)</td> <td>3</td> <td>(3) 3</td> <td>(3) 3</td> <td>(1) 1</td> <td>(1) 1</td> <td>(16) 1 9</td> </tr> </tbody> </table>		年度	9	10	11	12	13	総件数	集団設置建物 (S40年度～)	(1)	3	(1) 2	(1) 1	(0) 0	(2) 2	(33) 2 2 4	共同福利施設 (S55年度～)	(2)	2	(2) 2	(2) 2	(0) 1	(0) 0	(160) 2 1 3	大気汚染対策緑地 (S63年度～)	(3)	6	(5) 6	(6) 7	(0) 0	(1) 1	(34) 4 5	地球温暖化対策緑地 (H11年度～)	(-)	-	(-) -	(0) 1	(0) 1	(0) 1	(0) 3	産業廃棄物処理施設 ・一体緑地	(3)	3	(3) 3	(3) 3	(1) 1	(1) 1	(16) 1 9
	年度	9	10	11	12	13	総件数																																										
集団設置建物 (S40年度～)	(1)	3	(1) 2	(1) 1	(0) 0	(2) 2	(33) 2 2 4																																										
共同福利施設 (S55年度～)	(2)	2	(2) 2	(2) 2	(0) 1	(0) 0	(160) 2 1 3																																										
大気汚染対策緑地 (S63年度～)	(3)	6	(5) 6	(6) 7	(0) 0	(1) 1	(34) 4 5																																										
地球温暖化対策緑地 (H11年度～)	(-)	-	(-) -	(0) 1	(0) 1	(0) 1	(0) 3																																										
産業廃棄物処理施設 ・一体緑地	(3)	3	(3) 3	(3) 3	(1) 1	(1) 1	(16) 1 9																																										

(H4年度～)						
その他	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(33) 2 3 7
計	(10) 1 5	(11) 1 3	(12) 1 4	(1) 3	(4) 5	(276) 7 4 1

注 1) 件数には、()内の継続事業分または増額分を含んでいる

注 2) 「総件数」は事業開始時からの件数の合計

【最近の民間活動助成事業の実施状況】

年度	9	1 0	1 1	1 2	1 3	総件数
助成件数 (件)	193	195	217	300	223	1,740
助成金額(百万円)	726	733	737	873	788	6,210

注) 百万円未満は四捨五入、1 2 年度は補正予算を含む(84件、127 百万円)

【地球環境市民大学校の開講状況】

年度	9	1 0	1 1	1 2	1 3
口座数	27	26	24	24	23
受講者数(人)	1,325	1,289	1,512	1,658	1,752

P C B 廃棄物処理事業については、1 3 年度は事業計画事業である北九州事業に着手したところ。

評 価

「建設譲渡事業」に係る評価

建設譲渡事業については、地方公共団体等からの要請に基づき、緊急性、広域性、大規模性を有する等、地方公共団体等では実施困難な事業に限定して事業を実施した。

「P C B 廃棄物処理事業」に係る評価

また、P C B 廃棄物処理事業については、P C B 特措法により一定期間内の処理義務が課される中、処理体制の整備が遅れている状況を踏まえ、国が責任をもって施設整備・処理業務に当たることがP C B 廃棄物の処理の推進に不可欠である状況に鑑み、P C B 廃棄物処理事業に着手した。

「地球環境基金事業」に係る評価

地球環境基金については、N P O 等民間団体が行う環境保全活動を助成し、各地域に環境保全活動を根付かせるために一定の役割を果たしているが、今後、環境保全上の重要課題に対応した、より効果的な事業の実施を図るため、助成事業、助成目標等の更なる明確化、重点化を検討する必要がある。

<p>今 後 の 課 題</p>	<p>平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、環境事業団を特殊会社化するという方針が示されており、これを踏まえて特殊会社へ円滑に移行できるよう必要な検討を行う必要がある。</p> <p><u>「建設譲渡事業」に係る課題</u> 既存事業を着実に実施するため、円滑に業務を承継組織に移行する必要がある。</p> <p><u>「PCB廃棄物処理事業」に係る課題</u> PCB廃棄物処理事業については、PCB廃棄物特別措置法の処理期限である15年間のうちに全国のPCB廃棄物を処理することを目的として、全国に処理施設の整備を進めていく必要がある。</p> <p><u>「地球環境基金事業」に係る課題</u> 地球環境基金については「特殊法人等整理合理化計画」において、公害健康被害補償予防協会を後継する独立行政法人に統合される方針であることから、事業の円滑な移行を図る必要がある。 また、同計画において助成事業の重点化や第三者評価の導入等の指摘を受けていることに加えて、国民、民間団体等の自主的積極的な環境保全活動の活性化の観点からもそのあり方を見直す必要があることから、現在中央環境審議会の専門委員会で行われている環境保全活動の活性化方策の検討結果を踏まえ、地球環境基金のあり方を適切に見直していく必要がある。</p>
<p>政策効果 把握の 手法及び 関連資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境事業団事業統計（平成13年3月末日現在）
<p>添付資料 (別紙)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度 国からの予算（環境事業団関連）

事務事業評価シート

施策名	- 4 - (3) 環境事業団の効果的な運営	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．建設譲渡事業	建設譲渡事業については、地方公共団体等からの要請に基づき、緊急性、広域性、大規模性を有する等、地方公共団体等では実施困難な事業に限定して事業を実施した。	<関連予算(14年度)> ・都市公園事業費補助 (国土交通省) 3,852百万円 ・廃棄物循環型社会基盤施設整備費補助(廃棄物・リサイクル対策部) 67百万円 <長期借入金(14年度)> ・財政融資資金 15,200百万円
イ．ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理事業	PCB廃棄物処理事業については、PCB特措法により一定期間内の処理義務が課される中、処理体制の整備が遅れている状況を踏まえ、国が責任をもって施設整備・処理業務に当たることがPCB廃棄物の処理の推進に不可欠である状況に鑑み、PCB廃棄物処理事業に着手した。	<関連予算(14年度)> ・環境事業団交付金 (総合環境政策局) 12百万円 ・廃棄物循環型社会基盤施設整備費補助(廃棄物・リサイクル対策部) 1,400百万円 ・産業廃棄物適正処理推進費補助金(廃棄物・リサイクル対策部) 2,000百万円
ウ．地球環境基金事業	NPO等民間団体が行う環境保全活動を助成し、各地域に環境保全活動を根付かせるために一定の役割を果たしている。広く同活動の展開を図っているが、助成事業、助成目標等の更なる明確化、重点化が求められるところである。 今後は、環境保全上の重要課題に対応した、より効果的な事業の実施ができるようにしていく必要がある。平成13年度においては、国内125件、途上国98件、合わせて223件の助成事業を行った。	<関連予算(14年度)> ・環境事業団補助金 (総合環境政策局) 806百万円